

仙台市立高砂小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、仙台市立高砂小学校 P T A (父母教師会) (以下、「本会」という) が保有する個人情報を適正に取り扱い、児童および保護者個人の権利・利益を保護するための基本となる事項を定め、本会活動の安心安全な環境づくりと円滑な運営を図ることを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規則は、本会役員、各専門部員、各地区部役員、各学年部委員、広報部員に対して適応する。

(責務)

第3条 前条の職務に就くものは、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会活動における個人情報の保護に努め、その実施において必要な対策を講じることを責務とする。

(定義)

第4条 この規則における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 個人情報

児童および保護者個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述や画像などにより特定の個人を識別することができるもの、および他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物で、電子機器等で容易に検索できるデータベースおよび目次や索引等によって整理された紙のデータベース等の体系的に構成したもの

(管理責任者)

第5条 本会における個人情報データベースの管理責任者は、本会会長とする。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員・各専門部員・各地区部役員・各学年部委員・広報部員とする。

(秘密保持義務)

第7条 個人情報データベースの管理責任者および取扱者は、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(利用目的)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費等の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・委員等の名簿作成
- (4) 役員・会計監査・会員等の推薦活動
- (5) 広報紙の掲載
- (6) 児童の食物アレルギー調査
- (7) 町内会、子供会等自治会の地域における適切な連絡

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(適正な取得および利用目的の明示)

第10条 本会は、偽りやその他不正の手段により個人情報を取得しない。

2、本会は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を取得しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

3、本会は、個人情報を取得するとき、あらかじめ第8条で特定された利用目的を本人に明示する。

(周知)

第11条 この規則は、総会又は運営委員会において周知する。

(適正な管理)

第12条 個人情報は、管理責任者又は取扱者が適正に管理し、常に最新の状態であるよう努め、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第13条 個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含めファイルにパスワードをかけるなど適切な対策を講じることとする。

(情報の開示および訂正)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(第三者提供の制限)

第15条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 本会は、前条各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者に提供した年月日
- (2) 第三者の氏名
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する対象者の情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ていること

2、前項において作成した記録の保存期間 三年

(第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 本会は、第15条各号の場合を除き、第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者から提供を受けた年月日
- (2) 第三者の氏名および住所
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の情報の項目
- (5) 第三者が当該個人情報を取得した経緯
- (6) 対象者の同意を得ていること

2, 前項において作成した記録の保存期間 三年

(漏えい時等の報告)

第18条 本会は、特定の個人情報および個人情報データベースの漏えい、または漏えいした恐れ(紛失を含む)があることを把握した場合、直ちに管理責任者に報告する。

2, 管理責任者は、情報漏えい等があった本人に対し、速やかに当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利・利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(研修)

第20条 本会は、管理者および取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施する。

(改正)

第21条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第11条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

(会員からの同意)

第22条 本規則について、児童の入学及び転入によって本会に入会する会員に対しては、同意書の提出を求めるとしその効力は卒業あるいは転出するまで有効とする。ただし、会員より第14条に該当する申し出があった場合は速やかにこれに応じる。

附則 本規則は、令和4年10月1日より施行する。

2, 令和5年 3月 1日一部改訂